

(別紙様式)

登録申請支援依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人 沿岸技術研究センター
代表理事・理事長 高橋 重雄 殿

法人の名称
代表者名
所在地
電話

法人印
公印

「新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請支援事業実施規約」に同意の上、
下記に示す技術について登録申請支援を依頼します。

記

1. 対象技術名称

2. 添付資料名

3. 担当者 氏名
法人の名称
所属
郵便番号
住所
電話
ファックス
E-mail

(内線)

新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請支援事業実施規約

1. 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請支援事業 (以下「登録申請支援」という。) は、依頼者が作成したNETIS登録申請資料について、一般財団法人沿岸技術研究センター (以下「沿岸センター」という。) が別途定める「新技術情報提供システム (NETIS) 登

録申請支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、助言及び修正案を提案するものである。本「実施規約」及び「実施要領」に記載のない事項は、別途協議して定めるものとする。

2. 登録申請支援は、NETISへの登録及び登録時期を保障するものではなく、国土交通省受付窓口において登録を却下される場合であっても沿岸センターは責を負わない。
3. 実施要領第6条の所要経費は、一件あたり 円(消費税別)とする。
4. 実施要領第6条第2項の所要経費は、別途、沿岸センターが定める積算方法によって算定するものとする。
5. 依頼者と沿岸センターの打合せ場所は、沿岸センターの東京本部内会議室を基本とし、打合せは原則3回を想定しているが、打合せ回数についてはこれに限定されるものではない。
6. 依頼技術の内容や打合せ回数によっては、協議の上、追加料金を請求することがあり得る。その場合は、別に定める積算方法によって精算するものとする。
7. 依頼者は、申請先から「受理通知書」の送付があった場合、遅滞なく沿岸センターに報告するものとし、当該報告をもって登録申請支援を終了するものとする。
8. 沿岸センターは、登録申請支援終了後10日以内に所要経費等の請求書を依頼者に通知するものとする。
9. 依頼者は、沿岸センターから請求書の通知を受けた日から10日以内に、沿岸センターが指定する銀行口座に振り込みを行うものとする。